



共済組合ニュース

令和3年8月発行

京都市職員共済組合

〒604-8571 京都市中京区寺町通御池上る上本能寺前町488番地 京都市役所内 北庁舎7階

電話 075-222-3240(庶務係・年金係) / 075-222-3239(保健係)



令和2年度決算が承認されました

庶務係

令和2年度決算の主な経理について概要をお知らせします。

●短期経理(健康保険, 介護保険)

加入者の病気, 負傷, 出産, 死亡等への給付や高齢者医療制度等を支えるための拠出金の支払いを行う経理です。

収入総額	11,444,037千円 (負担金, 掛金, 補助金等)
支出総額	10,860,507千円 (給付金, 拠出金等)
余剰金(583,530千円)は, 今後の支出増に備え積立を行います。	

新型コロナウイルス感染拡大による受診控えの影響などから, 健康保険関係の支出が減少しています。医療費の縮減は皆様の掛金負担の減少にもつながります。ご協力をお願いします。



●保健経理(保健事業)

加入者の健康の保持増進を図ることを目的に, 特定健康診査・保健指導, 人間ドック, 脳ドック, 各種がん検診, 職員相談室, スポーツ施設利用助成などの事業に要する経費を執行する経理です。

収入総額	398,762千円 (負担金, 掛金等)
支出総額	472,031千円 (厚生費, 特定健康診査等費等)
不足額(△73,269千円)は, 他経理からの繰入金(60,000千円)や積立金の取り崩し(13,269千円)により対応します。	

他経理から, 60,000千円を繰り入れてもなお, 13,269千円の赤字が出ています。繰入金がなければ73,269千円も赤字なんですね。なんとかしないと…。



からだの不調 生活習慣が原因かも？

保健係

●京都市職員共済組合の生活習慣病の医療費状況について (令和2年度)

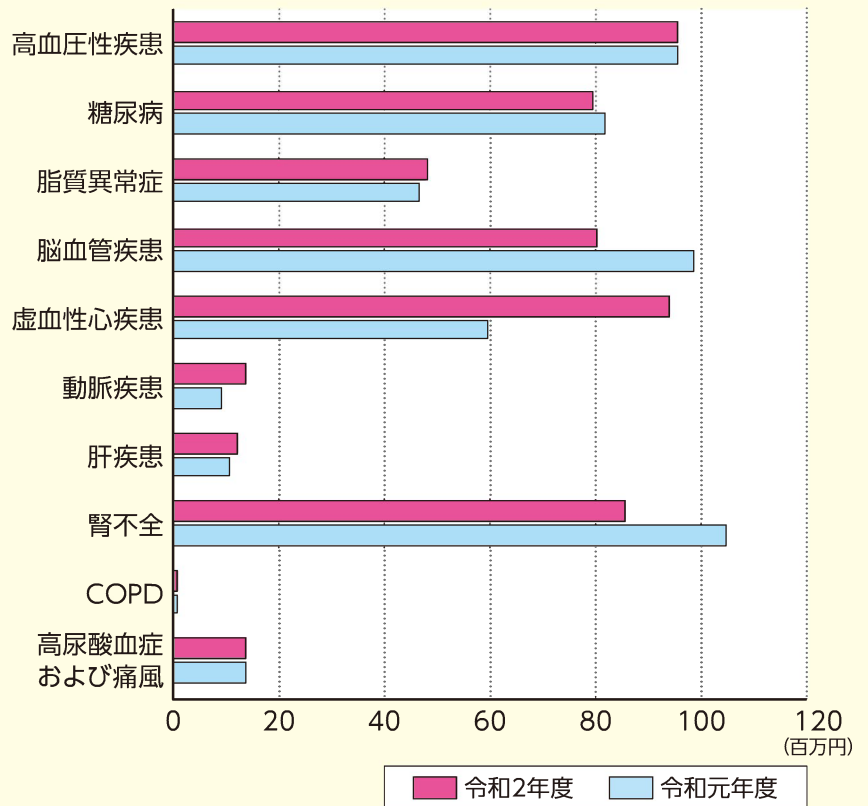
令和2年度は、自粛の長期化によるストレスや運動不足が原因で、「コロナ太り」に悩まれている方も多いのではないのでしょうか。コロナ太りが「肥満」にまでなると、生活習慣病(高血圧性疾患・糖尿病・脂質異常症)の原因となり、それが重症化すると脳血管疾患や腎不全を引き起こします。

令和2年度における京都市職員共済組合の状況は、残念ながら生活習慣病が重症化した「虚血性心疾患」が急激に伸びています。

そもそも生活習慣病にならないためには、日頃の健康づくりが非常に重要です。

共済組合では、生活習慣病予防のために様々な事業を実施していますので、いくつか紹介します。是非ご利用ください。

生活習慣病の医療費



生活習慣病予防事業●健康情報サービス

QUPiO+ フビオプラス

で健康管理を始めよう!

QUPiO+(クピオプラス)はポイントも貯められて楽しく健康管理ができるインターネットサービスです。インターネットに接続可能なパソコンやスマホからご利用ください。初めての方は下記から新規登録をお願いします。

<https://www.qupioplus.jp/annai/kyotokyoai.html>

OR



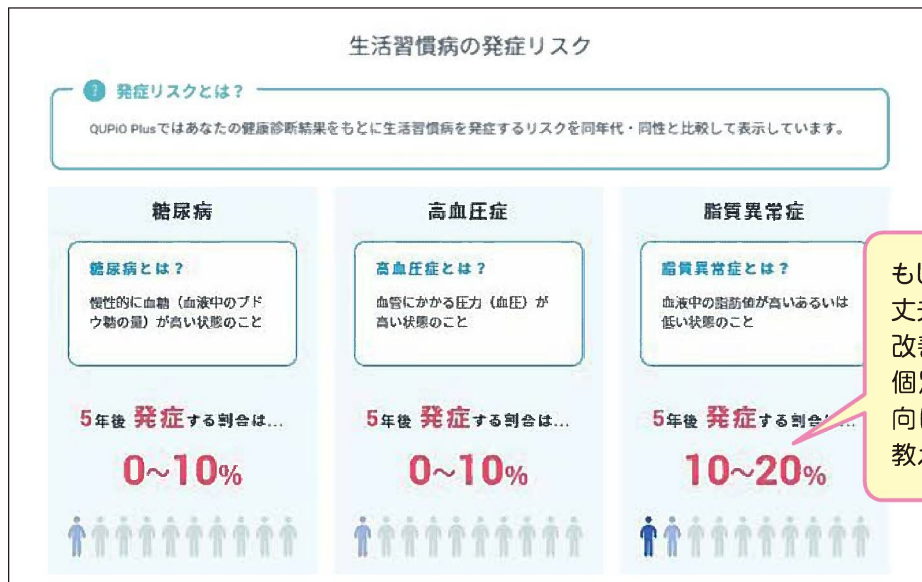
●QUPiO+トップページ



おすすめ① 健診結果から発症予測がわかる

最新の健診結果をもとに、生活習慣病（糖尿病/高血圧症/脂質異常症）の5年後の発症率を判定します。

※健診結果を登録するには個人情報の提供に関する同意書の提出が必要です。同意書は共済組合のホームページからダウンロードをお願いします。



もし発症リスクが高くても大丈夫。
改善すべき検査値を分析し、個別のアドバイスや改善に向けたヒントをQUPiO+が教えます。

おすすめ② 健康記録ができる

マイルールの達成度合の記録や、歩数や体重などの数値記録を行うことでご自身の健康記録をグラフでわかりやすく確認することができます。



共済組合では年2回のイベントを企画しています！



イベントでは
大量ポイントゲットのチャンス！

おすすめ③ ポイントがたまる

ログインしたり、健康づくりに取り組むだけで「健康グッズなどと交換可能なポイント」をゲット！

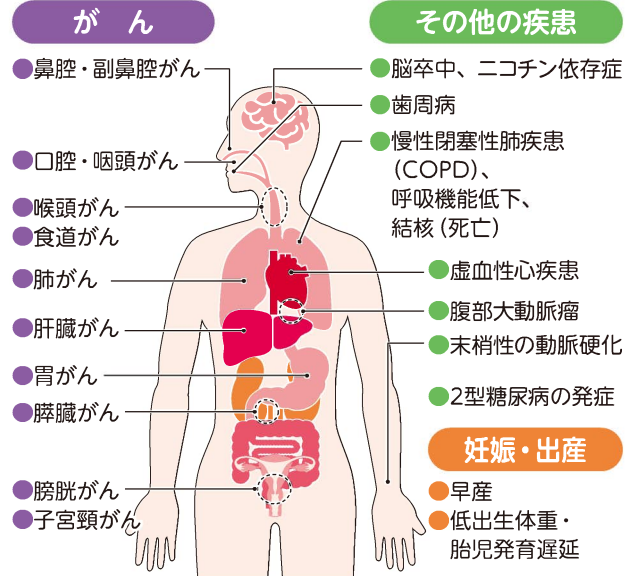


禁煙が大切です

喫煙が原因のひとつとなって引き起こされる疾患等は右図のとおり多くあります。ご自身やご家族のために禁煙にチャレンジしましょう!

えらべる倶楽部「きょうとりフレッシュプラン」や「QUPiO+(クピオプラス)」では、禁煙対策グッズを用意していますので、ぜひご利用ください。

厚生労働省 生活習慣病予防のための健康情報サイト e-ヘルスネット
「喫煙者本人の健康影響」
(<https://www.e-healthnet.mhlw.go.jp/information/tobacco/t-02-002.html>)
(参照 2021.07.05)



特定健診が無料で受診できる受診券を送付

7月中旬頃に人間ドック等を受診されないご家族の方に健診を無料で受けられる特定健康診査受診券を発送しています。ご家族の方は職員の方と比べて健診を受ける機会が少ないため、無料で受けられるこの機会に是非ご利用ください! 職員の方からも積極的なお声かけをお願いいたします。



受診券見本



個人型確定拠出年金 (iDeCo) についてのお知らせ

個人型確定拠出年金 (iDeCo) の加入可能年齢の引上げ、
受給開始時期等の選択肢の拡大 [令和4年4月~]

現行

《組合員の場合》

加入可能年齢 **60歳未満**

受給開始年齢 **60~70歳の間**

見直し後

《組合員の場合》

加入可能年齢 **65歳未満** (令和4年5月1日施行)

受給開始年齢 **60~75歳の間** (令和4年4月1日施行)

❖64歳まで加入可能, 受け取りも75歳までの間に

現行制度では、個人型確定拠出年金 (iDeCo) は国民年金被保険者 (第1・2・3号) で60歳未満の方が加入でき、60歳から70歳までの間で受給開始時期を選択することができます。

高齢期の就労が拡大していることを踏まえて、国民年金被保険者であれば加入可能になります。共済組合の組合員は、国民年金第2号被保険者であり、国民年金第2号被保険者の資格は65歳未満であることから、加入可能年齢は65歳未満に引き上げられることとなります。

また、公的年金の受給開始時期の選択肢の拡大に伴い、iDeCoについても受給開始年齢の上限が75歳に見直されます。

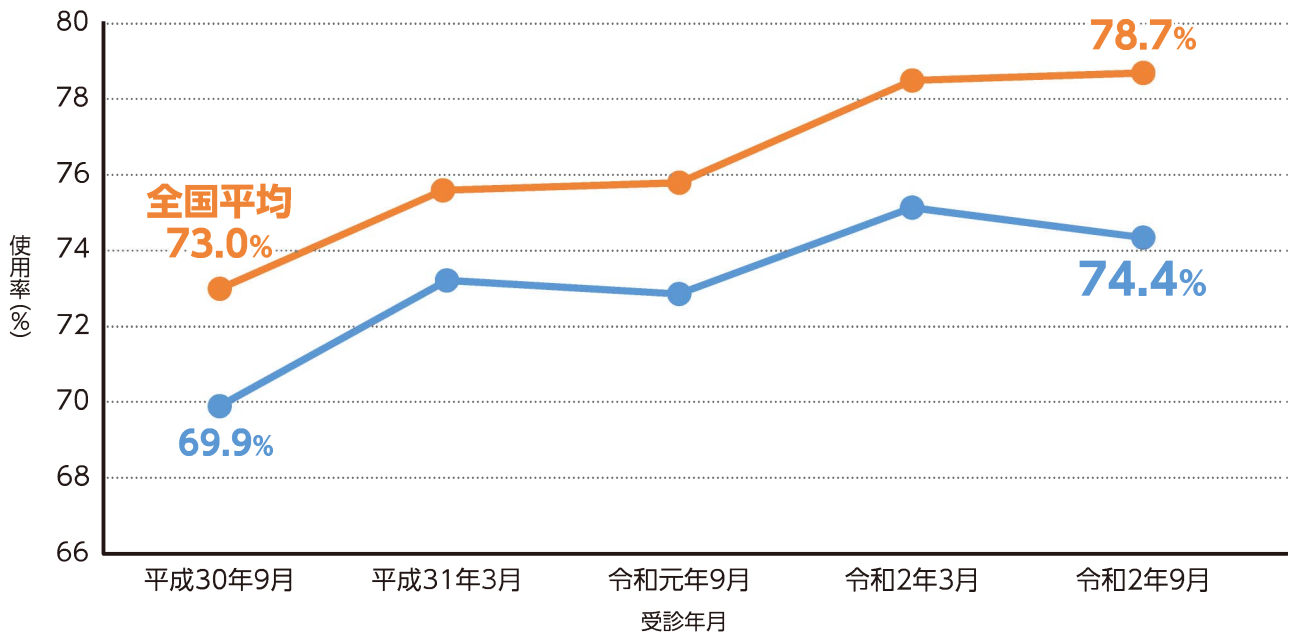
ジェネリック医薬品への切り替えをお願いします!

日頃は、後発医薬品(ジェネリック医薬品)をご利用いただきありがとうございます。
 ございます。

皆様のご協力のおかげで共済組合のジェネリック医薬品使用率は、平成30年時と比べて約4ポイント上昇しました!



京都市職員共済組合ジェネリック医薬品使用率



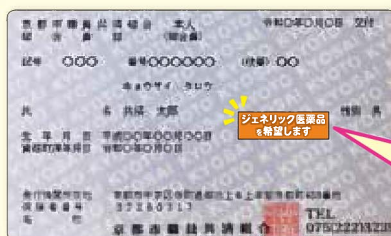
しかし、令和2年9月受診分の使用率が全国平均*78.7%、当組合74.4%と他都市に比べ、まだまだ低い状態です。

ジェネリック医薬品を使用することでご自身のお薬代の節約と当組合の医療費の抑制に繋がります。先発医薬品を多くお使いの方は、ぜひジェネリック医薬品に切り替えていただきますようお願いいたします!!!



*全国市町村職員共済組合連合会構成組合平均

ジェネリック医薬品を希望する意思表示のひとつとして簡単でおすすめるのが、組合員証発行時にお渡ししているジェネリック医薬品希望シールを組合員証等に貼りつけること! 希望シールをご希望の方は当組合保健係(222-3239)までご連絡ください。



組合員証等の空いているスペースにペタリ! おくすり手帳にもOK!

医療機関等におけるオンライン資格確認について

◆オンライン資格確認とは

医療保険制度の適正かつ効率的な運営を図るための健康保険等の一部を改正する法律（令和元年5月22日公布）の施行により、令和3年10月（予定）から医療機関窓口で組合員証またはマイナンバーカードを提示することで即時に保険資格を確認できる仕組み「オンライン資格確認」が本格運用されます。

オンライン資格確認が運用されることにより、医療機関での待ち時間緩和などの受診者の負担軽減や保険者の事務コストの削減等が期待されています。

※組合員証はマイナンバーカードの保険証利用登録後も引き続きご使用いただけます。



◆マイナンバーカードの保険証利用に係るメリット

●実施時期は医療保険者や医療機関等によって異なります。開始期日などは下記スケジュールの時期が予定されています。

∥ 令和3年10月頃より本格運用開始予定 ∥

●医療保険の資格確認がスムーズに

カードリーダーで顔写真を確認すれば、スムーズに医療保険の資格確認ができ、医療機関や薬局の受付における事務処理の効率化が期待できます。

●医療費の事務コストの削減！

医療保険の請求誤り等が減少することから、医療保険者等の事務処理コストが削減でき、持続可能な制度運営につながる見込みです。



●自身の健康管理に役立つ！

マイナポータルで、自分の特定健診情報や、薬剤情報を閲覧できるようになります。（令和3年10月までに予定）

●健康保険証としてずっと使える！

転職や引越をしても、マイナンバーカードを健康保険証としてずっと使うことができます。

※医療保険者が変わる場合は、加入の届出は引き続き必要です。

●手続きなしで限度額を超える一時的な支払が不要に！

限度額適用認定証がなくても、高額療養費制度における限度額を超える支払が免除されます。

※医療費助成等によっては書類の持参が必要な場合があります。



現在（プレ運用）

令和3年
10月

令和3年
11月

令和3年
確定申告

●より良い医療が可能に！

本人が同意をすれば、初めての医療機関でも、特定健診情報や薬剤情報が医師等と共有でき、より適切な医療が受けられるようになります。（令和3年10月予定）



●オンラインで医療費控除がより簡単に！

マイナポータルで自分の医療費通知情報が閲覧できるようになります。（令和3年11月予定）

また、所得税の確定申告における、医療費控除の手続きで、マイナポータルを通じて医療費通知情報の自動入力が可能となります。（令和3年分より予定）



プレ運用として、一部の医療機関等ではすでにマイナンバーカードの保険証利用の対応が始まっています。対応している医療機関等は厚生労働省ホームページをご確認ください。

なお、当該医療機関等を受診される際には組合員証も持参してください。



マイナンバーについてのお問合せ

●マイナンバー総合フリーダイヤル

0120-95-0178 (無料)

《受付時間》平日 9:30~20:00 / 土日祝 9:30~17:30

※紛失・盗難によるマイナンバーカードの利用停止については24時間365日



マイナンバーカードの保険証利用の申込方法



マイナンバーカードをお持ちでない方はこちら